

フォローアップ研修参加申込者からの質問等一覧
(平成 28 年度 6 ～ 8 月分)

1	6/17 岡山
質問	<p>「I. 政治資金監査の目的」で、「～略～会計帳簿及び収支報告書に計上されたすべての支出と領収書等を突合し、～略～」とあります。では、会計帳簿にも収支報告書にも記載（計上）されていない支出は監査対象外と考えて良いのですか？</p> <p>具体的には、当該政治団体の普通預金通帳に払出記帳されているにもかかわらず、会計帳簿にも収支報告書にも支出の記載がない場合のことを想定して質問しています。（当該払出記帳は、1千万を超える金額であり、かつ、振込先相手情報も印字されていた案件です）</p>
回答	<p>政治資金監査は、国会議員関係政治団体が管理すべき会計帳簿等の関係書類が保存されているかどうか、それらの書面の記載が整合的かどうかを外形的・定型的に確認するものです。</p> <p>（政治資金監査マニュアル I-3-10）</p> <p>また、政治資金監査の対象書類は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書とされており（政治資金規正法第 19 条の 13 第 2 項）、ご指摘の普通預金通帳については、保存対象書類とはされていないことから、政治資金監査の対象にはなりません。</p> <p>政治資金監査では、会計帳簿や収支報告書に記載されておらず、領収書等その他の保存対象書類も存在しないような外形的に確認できない支出について、発見することまでは求められていません。</p> <p>（政治資金監査に関する Q & A I-4 と同旨）</p>

2	7/8 盛岡
質問	<p>1. 法第 9 条に基づく会計帳簿原本、支出簿が存在せず、エクセルデータによる出納帳での監査を行うことは可能か。</p> <p>2. 毎年、会計責任者は忙しいという理由から、事務代行者のみヒアリング対応している。監査報告書の監査の概要部分にある「会計責任者の作成または聴取した」との整合性として、一致しているという理解で構わないか。</p>
回答	<p>（1. について）</p> <p>政治資金規正法上、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書は、電子データにより保存することは認められておらず、紙ベースのものを保存しなければなりません（政治資金規正法第 32 条の 3）。</p> <p>政治資金監査においては、保存対象となる上記の会計帳簿等の関係書類について、一覧表の作成を会計責任者に求め、一覧表と保存対象書類の現物とを照合することとされています。したがって、紙ベースの現物を確認する必要があります。</p> <p>（政治資金監査に関する Q & A IV-1 と同旨）</p>

	<p>(2. について)</p> <p>会計責任者等に対するヒアリングは、原則として、会計責任者本人に対して行わなければなりません。ただし、会計責任者の職務を補佐する者が、会計責任者等に対するヒアリングに同席し、登録政治資金監査人からの質問に回答することは差し支えありません。</p> <p>(政治資金監査マニュアルVI-2-4、5)</p>
--	---

3	7/20 さいたま
質問	<p>1. 政治資金監査人の監査実務の研修は、毎年繰り返し実施されているが、なぜ、政治家の政治資金に係る問題が多いのでしょうか？</p> <p>2. 上記の問題点解決のためには、この法律の欠点を補充するしかないのではありませんか。早急の見直しが不可欠と思料します。</p>
回答	<p>政治資金監査は、政治資金の透明性の向上を図りつつ、同時に、政治活動の自由の確保の要請に応えるべく、国会における議論の結果、外形的・定型的な監査とすることで合意されたものです。</p> <p>このような政治資金監査の基本的な仕組みについては、各政党、政治団体の政治活動のあり方に関わることから、まずは、国会において議論いただくべき問題であると考えます。</p>

4	7/20 さいたま
質問	<p>1. 担当の固定化が心配。3年交替の制度ができないか。</p> <p>2. 良い仕事をする事となると一人では大変。監査人2～3人で担当できないか。</p> <p>3. 不適當支出を監査人としてもチェックしたいので、チェックシートを作ったらいかがか。</p>
回答	<p>(1. について)</p> <p>当委員会が平成26年3月に公表した「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」においては、職業的専門家による外形的・定型的な確認という政治資金監査制度の基本的性格を踏まえると、政治資金監査の業務内容はいずれの政治資金監査人が行うかによって左右されるべきものではないので、現在の業務制限の強化の必要性はないという考え方が示された一方で、政治資金監査に対する国民の高い信頼を保つための配慮も必要ではないかという考え方も示されており、当面は状況を注視し、今後必要に応じて更なる検討を行うことが適当であるとされております。</p> <p>(2. について)</p> <p>複数の登録政治資金監査人が連名で政治資金監査契約を締結し、政治資金監査を行うことは差し支えありません。</p> <p>(政治資金監査に関するQ&A IV-5と同旨)</p> <p>(3. について)</p> <p>政治資金監査は、外形的・定型的な監査であり、政治資金の使途の妥当性を評価するものではありません。</p>

5	8/5 名古屋
質問	公職選挙法の関係で香典の支出について制約がありますが、監査人の立場での判断は難しいものがありますが、この件は、監査業務の範囲内か範囲外か、どう考えるべきですか。
回答	<p>政治資金監査は、国会議員関係政治団体が管理すべき会計帳簿等の関係書類が保存されているかどうか、それらの書面の記載が整合的かどうかを外形的・定型的に確認するものです。</p> <p>(政治資金監査マニュアルⅠ-3-10)</p> <p>政治資金マニュアルにおいては、会計責任者等に対するヒアリングの際、「花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出については、これらの支出に公職選挙法に抵触する支出が含まれていないことの確認を会計責任者等に求めること。」としていますが(政治資金監査マニュアルⅥ-2-16)、これは政治資金監査の信頼性確保の観点から、関係書類の形式的なチェックに加えて会計責任者側に確認を求めたり、注意喚起をしたりしていただくためのものです。政治団体の支出が実際に関係法令に従っているかどうかについては、あくまでも国会議員関係政治団体側の責任により判断するものであり、政治資金監査の対象ではありません。</p> <p>(政治資金監査に関するQ&A Ⅰ-1と同旨)</p>